

北海道 開墾殖民の發展と其社會的背景

森 義 雄

- 一、緒言
- 二、各藩分治の意義と其開墾殖民
- 三、國營的開墾殖民の成立
- 四、士族授産としての開墾殖民
- 五、舊武士階級の會社企業による開墾事業の發生
- 六、農場經營の發展と開墾殖民（以下次號）
 - イ、農場經營發展の社會的背景
 - ロ、殖民政策の變更と農場經營の發展
 - ハ、農場經營の發展と其内容
- 七、結語

一、緒 言

殖民事業の發展は、それを生み出す社會の歴史的發展段階に應じて其形態を異にするものである。

北海道開墾殖民の發展と其社會的背景

第二十卷 第三號 五〇一

從つて開墾殖民の發展をば考察するに際しては、常に其背景をなす社會の歴史的發展段階の省察が必要であり、其社會の歴史的經過の上に之を理解せなければ、開墾殖民形態の理解は不可能となる。

然して明治以前の北海道は未だ漁業なる産業形態を通じての内地商業資本に對する商業殖民地に過ぎなかつた。勿論開墾殖民は絶無でなく、幕府は二回に亙つて蝦夷地の直轄を行ひ、或は外國知識の輸入により、蝦夷地内部の開拓を意圖したのであつたが、それは我國社會の發展による必然的要求ではなくして、列國の極東進出、殊に露國の侵略的南下に刺戟されての領土保全の意味に外ならなかつた。

即ち封建制は自己の經濟的基礎を農業に置き、其農業は農民を一種の生産要具視して之を土地に束縛する事によつて可能であつた。故に新なる殖民地に多數の農民を移す事は重要な生産要具の喪失であり、自己の經濟的基礎を脅すものである。又殖民の如き農民の住居制限の撤廢は土地を通じての隸屬關係の廢棄を意味し、封建制の自己否定に外ならない。又幕府は文久二年米人ブレイク、ボンベ

W. P. Blake, R. Dr
mpelly

R. Galner

リーをして蝦夷地の鑛山地質を調査せしめ、同時に數名の學生を同行せしめて實地見學並に學科の教授を受けしめ、次で洋式採炭法によつて岩内(茅ノ澗)炭山の經營を意圖し、又箱館奉行のガルトネル(註)による秦西農法移植への期待など、北地開拓に新なる生産技術、生産様式の試が行はれ、將に興らんとする我國資本主義生産様式への基礎的工作は行はれたが、是等新生産様式の發展も亦封建的機構を

否定して始めて可能であり、従つてこれ等の發展も亦維新後を待たなければならなかつた。

かく幕府によつて行はれた北海道への開墾殖民、外國よりの新なる生産技術の招來は、専ら列國の帝國主義的壓力に對抗して自己の領土確保、富國強兵の爲であつて、我國社會發展による殖民地政策の發展によるものではなかつた。従つて極端に言へば外部よりの壓迫に對する反射的運動に過ぎずして、其社會の現實的段階との關聯性を缺如せるものと考へられるのである。

然して明治維新の變革によつて政治的には封建制は廢止され、經濟的には秦西の新生産様式、新生産技術の移植による資本主義的發展を見たのである。北海道開墾殖民の發展も亦明治時代を貫く資本主義經濟機構の發展を背景とし、其發展段階に應じて種々なる形態を生じたのであつた。そこには封建制下の殖民の如く、其背景となるべき社會の發展段階より遊離し、自己否定の矛盾を冒して、ただ外部關係の刺戟に對する反射運動的なものと本質的に異り、それが背景とする社會の進展につれて、必然的なる關係の下に生み出されたものを見得るのである。従つて明治以後の殖民事業は明治時代の歴史的發展の全體的經過との關聯に於て把握されなければならない。以上の意味に於てこの小篇の意圖するものも、明治維新後北海道に現れた開墾殖民の形態が、内容が、如何なるものであつたかを明にすると共に、それ等は明治時代の我國社會の歴史的發展段階と如何なる關係にあつたかを考察せんと試みたのである。

(註) 牧野信之助、北海道開拓の初期に於ける外人の工作(上)(史林二十ノ一)三九頁―四二頁。

二、各藩分治の意義と其開墾殖民

徳川氏の大政奉還によつて一新の政治を確立せんとする理想主義的政治思潮を反映して、明治元年四月早くも箱館裁判所は設立され、全道統一の政治が意圖されたが、我國社會の現實を顧みる時それは餘りに現實を離れた理想であつた。即ち王政復古が行はれたとはいへ、實際的政治機構は舊態を持續し、「各藩既ニ版籍ヲ奉還シ郡縣ノ體ヲ建ツルト雖未ダ封建ノ風習ヲ除クコト能ハ」^{註①}ざる状態であつて、強力なる中央集權的國家の成立は明治四年の廢藩置縣を待たなければならなかつた。

人民の隸屬關係を見るに、版籍奉還によつて諸侯は土地人民をば朝廷に奉つたとはいへ、人民が移轉及住居の自由を得たのは、廢藩置縣を劃期としてそれ以後の事であつて、^{註②}それ以前は人民は尙諸侯の下に隸屬してゐた。

明治二年本願寺が北海道に於て開墾事業を起さんとして、東山道、東海道、北陸道の門徒を移住せしめんとした際に、本願寺光瑩より政府に對して、「素々無祿之事故右移住之人民ハ悉皆府藩縣へ關係仕候ニ付前國之府藩縣へ差支無之様之御沙汰被下度」^{註③}との願書を提出してゐるのは、この關係を示してゐる。

又明治三年九月の藩制改革後も尙知藩事たる舊藩主は管轄石額の中より、士族、卒に家祿を給與したのであつて、身分的にも、經濟的にも未だ封建的隸屬關係は存續されてゐたのであつた。^{註④}

財政の方面に於ても明治新政府は未だ租税の全國的統制は不可能であつて、當時各藩は自己の石額の中より政府に收めたのは海軍費(全體の二百分の九)に過ぎず、^{註⑤}他は凡て知藩事の手中にあつたがために、全國の稅收入の大部分はなほ知藩事に歸し、従つて財政權は殆んど彼等の手中に止り、中央政府に制肘される事なく、全く聯邦財政の状態であつて、經濟的にも尙隱然として獨立國的觀を呈してゐた。

然して當時の民間經濟力を見るに、從來の封建經濟機構に依存してゐた御用商人の如き、當時の一流商人は倒壊し、又明治初年の社會的不安、及政府の濫發した不換紙幣等により經濟界の混亂によつて未だ近代資本家の成立を見なかつた。かゝる段階の社會を背景としては、自由殖民の成立は到底望まれなかつた。然るに露國の南下政策に對應して領土保全を圖らなければならなかつた明治政府は、北海道への殖民をば各藩に委任せんとして、「北海道開拓の儀は兼て被仰出候通即今の急務にて……何分全國の力を用ひずんば成功無覺束依之別紙地所其藩へ支配開拓被仰付」と各藩の財力によつて開墾事業の發展を期待したのであつて、上述の如き社會を背景とする時、かゝる殖民形態は避け得られざるものであつた。又各藩分治を成立せしめた客觀的條件の一として各藩の軍事的獨立性が考へられる。

明治三年には未だ全國的兵制の統一なく、各藩に於て常備兵を所有し、中央政府直屬の軍は十萬に

滿たなかつた。^{註⑦}然るに明治政府の北海道に對する殖民政策は、其當初より露國の帝國主義的南下政策に脅かされ、是に對抗する必要があつたゆゑ、開墾と併行して防備を嚴重にする必要があり、それは軍備の實權を有してゐた各藩に土地を分轄し、防備の責任を負擔せしめる必要があつた。即ち各藩分治には「北門御守衛ヲ專要可仕御趣意ニ付人數指出置候」^{註⑧}との意味が含まれ、金澤、鹿兒島、静岡、名古屋等の諸強藩をば北見、天鹽等の對露上重要地點に配備したのは、是等大藩をして國防第一線に當らしめんがためであつた。次に其内容に就いて考察しよう。

各藩分治の成立そのものが、本土の封建的諸關係の根強き存在によつて規定されたものであつたが爲に、こゝに成立した開墾殖民は封建的土地領有を基礎とする、封建的な開墾殖民であつた。各藩主は分割された土地に對して、其土地内の諸種の租税を徵收し、又開墾の進むにつれて年貢を徵收し、其土地内の人民に對する關係も亦「都而國表ニ於ケルト同様」^{註⑨}であり、支配地に對する各藩主の關係は全く政治的なものであつた。「支配ト申テハ土地人民差引致」^{註⑩}すのであつて、それゆゑ各藩の士族、寺院の支配地に對しては當時に於て支配の名を附する事をば「御不體裁之筋」^{註⑪}として反對が起つた程であり、遂に寺院支配地よりは刑罰權を取上げたのである。又札幌郡は本府取建の地ゆゑ此地は勿論地續きの空知郡も「支配ト申義不都合」^{註⑫}と反對してゐる事によつても其性質が理解される。即ち其領有は土地私權が確認されたる如き、土地所有關係の近代化を意味するものではなかつた。

然して佐賀、彦根、山口、亘理等の諸藩は開拓の努力顯著なるものであつたが、上述の如く封建的土地領有を基礎としてゐたが爲に、是等の開墾も何等土地の私有權の確認なく、士族も農民も皆藩主の土地を恩惠的に開墾耕作せしめられてゐる物と考へてをり、殊に極端なものは士族、農民は各々一戸に對して四畝歩の割合を以て藩主の土地をば耕作せしめられたのであつて、賦役制度の形態を示してゐる。當時は開拓使の直轄地に於てすら、「當地ニ居留致地所開拓願出候輩ハ時宜御詮義ノ上御割渡被下候」及「尤最初ヨリ何町何段ト取極御割渡ノ譯ニ無之」の如く、明治四年以前は開墾地に對して完全なる私有權を認めず、單に用益權を認めてゐたに過ぎない。

かくの如く廢藩置縣以前は本土に於てはなほ封建的支配階級が支配的地位に止り、封建的な諸關係は根強かつたが爲に、北海道の開墾殖民事業も亦封建的な形を採らざるを得なかつた。然して廢藩置縣によつて中央政府の權力は確立し、各藩獨立の狀態は消滅して政治的に、軍事的に、又經濟的に全國統一が完成して、封建制はこゝに全く廢除されしゆゑ、封建的土地領有を基礎としてゐた支配地の取上を見るに至つた。支配地の廢止が開拓成績の不良によると言ふ事も一原因ではあるが、より根本的には、かくの如き我國社會の一進展によつて封建的殖民の廢棄が必然的に導かれた結果であつた。

註① 岩倉公實記下卷、八二六頁。

註② 明治大正産業發達史(高橋龜吉)、五四頁。

註③ 明治二年開拓使公文録。

註④ 大藏省沿革史上卷(明治前期財政經濟史料集成第二卷)、一二二頁。

註⑤ 同書、同頁。

註⑥ 明治二年七月二十二日太政官布告。

註⑦ 明治政史上卷(明治文化全集第二卷)、九二頁。

註⑧ 明治四年辛未正月東京諸官省往復。

註⑨ 鹿兒嶋藩支配地處分之伺、明治二年開拓使公文録原本十二。

註⑩ 伊達藤五郎外貳名へ割渡地支配ノ名儀取消ノ義伺(明治二年開拓使公文録原本十二)。

註⑪ 同伺(同書)。

註⑫ 島義勇ヨリノ上申書(同書)。

註⑬ 筆者移住者よりの聞書。

註⑭ 明治二年開拓使公文録原本十二。

註⑮ 明治四年正月管内達(明治二年同三年同四年開拓使布令録)、一六七頁。

三、國營的開墾殖民の成立

廢藩置縣による封建的土地領有廢止を齎らした政治的變革に相連つて、北海道にても藩主、士族、寺院等の封建的土地領有は廢棄され、從つて彼等による開墾事業は終滅し、開拓使による統一が行はれた。

上述の如く廢藩置縣前は開拓使直轄地に於てすら確然と私有權の認定なく、僅に土地の用益權を認めて、他より權利の侵害されざる様に保證したに過ぎずして、全く封建的土地處分の方法であつたが、明治四年八月開拓使によつて全道統一されるや、開拓使は四年九月布達を發して「各郡永住人其從前住居罷在候拜借地今般沽券地ニ被成下」^{註①}と規定して土地私有の確認を與へたが、更に五年九月には「永住ノ者……墾成セシ從來ノ拜借地等自今更ニ經界畝數改正永ク私有地ニ定メ地券相渡」^{註②}として一層正確に私有權を認め、從來の封建的所有をば廢棄して土地所有の近代化が行はれた。更に將來開墾をなさんとする者に對する國有未開地の處分に於ても、十萬坪迄は何人にも、千坪の代價壹圓五拾錢乃至五十錢の割合にて支拂へば地券を下附して、完全なる私有地たらしめた。そして其土地は外國人に賣却又は抵當とする事以外は、使用目的の變更、賣却は自由であつた。^{註③}

然るに明治十年前の我國社會狀勢は、政治的、社會的不安、及維新の變革によつて從來封建的機構に依存してゐた商業資本家の蒙つた打撃の未回復、且近代資本家の未成立等によつて未だ府縣の各種産業すら新なる企業は殆んど官營によつて行はれてゐたのである。

かゝる客觀的狀勢の下に於ては、資本家による北海道開墾殖民事業の經營を期待する事は到底不可能であつた。然して明治政府は其成立の當初より、露國の東方政策に脅かされて、北海道への人口増加、開拓の進行を緊急の事業と考へ、又維新後の政治的、或は經濟的變革によつて生じた失業者群、

及地租條例の發布を槓桿として捲き起つた我國農村の資本主義化、農村生活の各部分に於ける貨幣經濟化による商業資本の農民搾取の強化等による貧農の激増は、當時の政治的動搖と相關聯して社會の不安を醸しつゝあつた。故に政府は是等過剩勞働力をば北海道の未開地に移して開墾せしめ、府縣に於ける社會不安の原因を除き、同時に自己の殖産政策の實行者たらしめんとして、こゝに國家自らが開墾殖民經營の主體となつた。従つて政府は殖民政策の重點をば小農的自作農者に置き、極端なる保護政策によつて小農的自作農者の移住を計つたのである。

土地處分の方法に就いて見るに、北海道土地賣貸規則にては開墾に供する國有未開地は、有償拂下を原則としたが、從來よりの永住人及募移農夫は自家の勞力によつて、開墾着手の年より三ヶ年間に開墾した土地は、毎年墾成の分を檢査し無償にて地券を交付され、^{註④}明治七年以後は轉籍移住者は自移、農夫募移農夫の別なく入籍より三ヶ年間に自家の勞力によつて開墾したる土地は無償にて私有地として與へられたのであつた。^{註⑤}

次に政府が移住民に對して行つた保護施設を見るに、募移農夫は移住後三年間は扶助料として、各人の年齢に應じて米、鹽噌料が給與され、開墾料(一段歩に付金貳兩)、穀蔬種子(但初年のみ)が支給され、自移農にすら開墾料十兩(一段歩に付)支給された。この外募移農、自移農共に小屋掛料五兩、家屋一棟、各種農具、家具、炊事具、食器、蒲團等が給與された。^{註⑥}然してかゝる極端なる保護の爲、移住農民間に自然怠慢の

弊風を生じた爲、五年十一月募移農夫の扶助を止め、自移農夫に對しても開墾料を二圓に減じた。^{註⑦}

然し小農的移民に對する保護は全然廢止されずして、七年七月には上述の移民扶助規則を移住農民

給與更正規則と改めて、食料、家具、開墾料の支給は廢止したが、假屋作料十圓、各種農具、種物料

(壹圓五拾錢)が給與され、この外官船による無賃渡航、^{註⑧}農産物の買上、農業の指導等が行はれ、^{註⑨}未だ國營に

よる開墾殖民の形態を脱しなかつた。開拓使の廢止後行政區が三縣(札幌、函館、根室)となつたが、

國有未開地の處分法規は變更されずして、依然として小農的自作農の保護獎勵であつた。然し次第に

移民に對して直接保護を與へる事をやめて國營的開墾殖民より自由殖民によつて拓殖の實を擧げんと

し、十六年四月には移住農民給與更正規則中より、小屋掛料、農具、種物料の給與をやめて、^{註⑩}入籍後

三年間に自家開墾による土地を無償付與する恩典のみに止めた。

然し後に述べる如く、紙幣整理の進行につれて、我國の不景氣は益々深刻化し、殊に農村は極度に

貧困化して多くの農民は土地を失つたのである。かゝる狀勢下に於て政府は全然移住者の直接保護施

設を廢止する事は不可能であつて、これ等貧困者に對しては、十五年に北海道送籍移住者渡航手續を、

翌年更に北海道轉籍移住者手續を發布して、無賃渡航、手荷物無賃運送、移住地最近の港灣より移住

地迄の旅費補助、假家作料、營業器具代金、種物代金等を給與し、^{註⑪}未だ國營的開墾殖民を廢止する事

が出来なかつたが、政府は一步步移民に對する直接保護政策を廢止して、漸次國營的開墾殖民をや

め、次第に發展し來つた資本家に其位置を譲り、資本家による北海道開墾殖民事業の發展を期待したのであつて、明治十九年に一切の直接保護規程を廢止して、専ら間接助長政策に轉向し、こゝに國營的開墾殖民は全く跡を絶つに至つた。

註① 明治四年九月廿九日管内達(明治二年同三年同四年開拓使布令録、二〇〇頁)。

註② 北海道地所規則、第一條(布令類聚上編、二六〇頁)。

註③ 北海道土地貸貸規則第一第三第四第五條(布令類聚上編、二五八頁)。

註④ 北海道地所規則、第十五條(同書、二六二頁)。

註⑤ 移住農民給與更正規則、第四條(同書、五一三頁)。

註⑥ 開拓使事業報告第二編、二頁、三頁。

註⑦ 同書、四頁。

註⑧ 北海道送籍移住者渡航手續(布令類聚上編、一一〇二頁)。

註⑨ 開墾略則(同書、五三七頁)。

註⑩ 明治十六年太政官布達第十號。

註⑪ 北海道送籍移住者渡航手續(明治十五年太政官布達第十號)、第三條。北海道轉籍移住者手續(明治十六年太政官布達第十號)、第四條、第十二條、第十三條。

四、士族授産としての開墾殖民

上述の如き國營的開墾殖民と並行して、寧ろ國營的開墾殖民中の特殊殖民とも見るべき、貧窮士族

授産を目的とする開墾殖民の一形態を生じた。

明治維新後次第に其基礎を強固にし來つた我國資本主義は、漸く封建的特權への攻勢を熾烈ならしめた。明治六年の家祿奉還、同九年の金祿公債發行による祿制廢止によつて、舊武士階級は資本主義社會に於ける經濟的基礎を確立せなければならなくなつた。明治六年十二月家祿奉還規則が發布され、家祿及賞典祿百石未満の下層武士團に限つて、其奉還を許可したが、當時既に生計困難を訴へてゐた下層武士團は直に之に應じて、其奉還額は三千六百餘萬圓に昇つた。然してこの家祿奉還と交換に就産資金を手にした下層武士團の多くは、當時最も容易に着手し得た商業及手工業に轉じたのであつたが、經驗の未熟なため「士族の商法」との嘲罵を浴びつゝ、一路没落の道を辿つた。「今般各地方現場の模様及取調候處……中には稍恒産の端緒に就き候も相見へ候得共目前の浮利に迷ひ一跌目的を失し忽ち窮乏に陥る者十の七八^{註①}」を占むる状態であつた。かくして是等の没落した舊武士團は無産者群として街頭に放出され、「八丈縞を纏ひたる乞食」の徘徊する有様であつた。政府はこゝに於て士族救済の必要を感じ、比較的安全なる事業として盛に士族に對して開墾事業を奨励し、府縣には士族によつて開墾を目的とする多くの結社が成立した。然して政府は又北海道への開墾殖民として是等貧窮士族の移住を期待して、明治八年五月山林荒蕪地拂下規則を發して家祿奉還資本金を受取つた士族に對して未開地拂下を行はんとしたが、殆んど北海道土地賣貸規則と同一であつて、僅に拂下代價の半額な

る事が特典に過ぎなかつた。これとても當時一般に移住後三ヶ年間の自家開墾は無償にて付與されたがゆゑ、^{註②}何等の特典とはならず、この特典は、會社組織か、個人が大地積の拂下を受け、開墾するにあらざれば何等の意味をなさなかつた。然して當時の北海道に對する一般の觀念よりすれば、かゝる企業的開墾事業の發展は望まれなかつた。北海道に於ては、明治十年以前の政府の士族授産政策によつて行はれた開墾事業の系列中に入るべきものは、屯田兵の形態を採つた開墾殖民の成立であつた。かく屯田兵成立の基底をなすものは、政府が府縣に於ける士族授産に於て示したと同様、自己の殖産興業政策の一部をなす開墾事業に必要な勞働力をば、是等貧窮武士團に求めんとしたのであつたが、たまく北海道の地は上述の如く露國の南下政策に對する國防線であつたがために、府縣に於ける士族開墾と異なる武裝殖民團を成立せしめたのである。

又舊武士階級の歸農は「士族ナル者ノ常職一時ニ解散シ復タ三民ト異ルコト」なきゆるゑ何等問題なき筈なるも、從來彼等が土百姓として蔑視し來つた農民の間に伍して田畑を耕す事は、感情上忍び難きものがあつた。彼等は「俄に刀劔を抛ち農籍に入るは武門の醜辱」^{註③}と考へたのである。然るに屯田兵は北方守備の兵であつて、農民と異なるものと考へられ、彼等の自尊心を満足せしむる物であつたがため、これによつて當時の不平武士團の一部をば懷柔して、殖民地の治安維持に當らしめ、自己防衛の障壁たらしめんとしたのである。明治六年に黒田開拓次官は屯田兵設置必要の理由として、貧窮

士族の救済、殖民地治安維持の項目を擧げてゐる。註④ 明治八年の屯田兵設置伺書には「憲兵御設ニ付云々」と記し、又「屯田兵ハ徒步憲兵ニ編成シ……諸勤務ハ凡憲兵ノ規則ニ據ル」事とし、必要ある時は市中を巡邏して警察的業務を行つてゐる。恰も明治政府が下層武士團を警察官に採用して治安維持に當らしめた事と相通するものある事を認め得るのであつて、これにより、當時の我國兵制の根本主義であつた國民改兵主義に反して、原則としては舊武士階級のみより屯田兵を採用し、其服役年限は規定されずして世襲的形態を維持し、反動的な形態を有してゐた事が理解される。

然して明治八年一月開拓使は宮城、青森、酒田三縣へ「當使並其縣貫屬士族ノ内強壯ノ者千五百人三ヶ年ニ割北海道屯田兵編制候ニ付テハ本年ノ處一縣ヨリ六十二名ツツヲ募石狩國札幌郡琴似村へ舉家移住致サセ候云々」と布達を發し、八年五月に百九十八戸（男女九百六十五人）を琴似村に移したのを最初として、十三年迄に東北地方の士族五百二戸を琴似・發寒・山鼻・江別・篠津太に移住せしめた。註⑤

政府は是等屯田兵に對して、一戸宛五千坪の割合を以て未開地を割當て（十一年二月以後は一萬坪、二十三年九月以後は一萬五千坪とす）、山刀、鋸、鎌等を始め各種農具、食器、炊事具、蒔、夜具等を給與し、移住後三年間は各々年齢に應じて米、鹽菜料を支給した。この外移住支度料、旅費等が給與され、註⑥ 其保護は極めて厚かつた。然し彼等は軍隊的規則の下に、朝より夕方に至る迄開墾に従事せしめられ、精密なる開墾進度の豫定計劃に照して嚴重なる監督を受けたのである。

かく政府の士族授産に對する努力に拘らず、明治九年の祿制廢止前既に多數の窮迫士族の發生を見たが、更に九年金祿公債を發行して全士族より俸祿を奉還せしめたのである。然して其後半年にして西南戰爭の軍事費支辨の爲に發行した不換紙幣の洪水、秩祿公債の買上再開、金祿公債の賣買質入等の解禁及政府の買上等が原因となり、極度のインフレーションを出現した。これがため物價は異常に高騰し、公債所有者、殊に中下層武士團は到底公債利子を以て生活を支持する事は不可能となり、生活難に脅かされたがため、公債をば賣却又は入質をなし金に換へ、之を資本として農工商に従事するより外なかつた。然しこゝに於ても二度「士族の商法」は繰返へされた。三重縣阿拜山田郡役所よりの上申は、士族困窮の原因は大多數、物價騰貴と不慣れの農商業に従事して損失を蒙つた爲であると述べ、士族は最早や所有公債の半を失ひ、士族の手に止つてゐる物も、其三分一は抵當に入つてゐると記してゐる事によつて、還祿士族中如何に多くの者が無産窮迫の状態に陥つたかを想像し得る。明治十四年頃には士族の總戸數四十萬戸の中、其半は官公吏、會社員、教師として、各種產業に従事したが、尙半數は飢餓線上を彷徨したのであつた。

こゝに於て明治十四年七月岩倉具視は「士族タル者ハ其常職ヲ離レ家祿ハ變シテ公債證書ト爲リ些少ノ資本ヲ以テ未タ曾テ習熟セサル所ノ業ニ従事シ遂ニ其產ヲ破ル——今ヤ華族ハ既ニ恩澤ヲ被ムレリ獨リ士族ニ至テハ然ラス豈之ヲ傍觀スルニ忍ンヤ」と述べ、前大藏大丞岩橋輶輔は「方今天下ノ士

族金祿公債ノ恩賜ハ大抵之ヲ賣却シ了リ隨テ生計出途ノ方ヲ失ヒ日一日ヨリモ貧窶ニ迫ラレサルモノナシ近時ニ至テ其慘情益々甚キヲ露ハス亦誠ニ憫察ニ堪ヘス^{註⑧}として共に其救濟の緊急なる事を論じ、黒田清隆も恒産なければ恒心なきゆゑ、士族授産を計る事は刻下の急務と力説してゐる。^{註⑩}即ち是等士族の救濟が論せられたのは、西南の役後主として舊武士階級によつて自由民權論が唱へられ、又是等不平士族によつて指導された各種政治的結社の活動は盛となつて、社會的不安は次第に増大して來たのであつて、是等士族が「空理ニ走リテ實務ヲカメス相率テ風ヲナシ終ニ社會ノ治安ヲ破壞スルニ至ル^{註⑨}」如き、反政府的政治運動の勃興を恐れたのである。

こゝに於て政府は之が解決策として、維新以來の自己の傳統的政策である殖産興業に必要な人的要素を是等貧窮武士團に求めんとしたのである。そして政府は既に明治十一年士族授産と産業獎勵の二目的の爲め起業公債千二百五十萬圓を發行して、府縣を通じて士族の各種企業に對して補助金を交付するなど、其救濟に力めたのであるが、かゝる狀勢に際して、廣大なる國有未開地の存在した北海道への、士族による開墾殖民は最も有利な解決策であると考へられ、當時「士族ノ爲ニ堅牢正確ニシテ且遠大ノ基本ヲ定ムベキモノハ獨リ北海道移住開墾ニアルノミ^{註⑬}」と論じた者さへあつた。かくして從來の授産施設にては、益々急迫し來つた士族救濟問題の解決は不可能として、明治十五年農商務省の稟議に基き、十五年度より二十二年度に至る間、年々五十萬圓を勸業資金として國庫より支出し、之を

ば府縣を通じて貸付する事としたが、實際貸付内規は北海道へ移住請願者の資本貸下として年額十五萬圓を割當てたのである。^{註⑦}この金によつて、明治十六年八月根室、札幌、函館各縣の移住士族規則が制定され、府縣貧窮士族は北海道に移つたのである。

明治十六年八月農商務省は各府縣に對して、明治十五年度より二十二年度迄八ヶ年間に毎年士族貳百五十拾戸を北海道へ移住せしめる爲年額十五萬圓を支出して、之を北海道の三縣に割宛て、北海道移住志願士族に貸下を行ふ事を布達した。^{註⑧}然してこの金額は農業及農家緊要の關係を有する職工、漁業等に從事せんと欲する者で、貧困の爲に自ら移住する能力なき者に對してのみ貸下げられるのであつて、一戸に對して函館縣は三百十三圓五十錢、札幌縣は三百三十圓、根室縣は三百六十三圓を越えざる程度で食料・農具・種子料・家作料・運搬費等を七ヶ年据置き二十ヶ年賦返濟の方法に依つて無利子貸與をなした。^{註⑩}更に函館、札幌兩縣に於ては耕宅地として約一萬坪を給與して、内一千坪を宅地に九千坪を耕地として區劃を定め、根室縣にては一萬五千坪を區劃し、抽籤によつて分與した。^{註⑪}然してこの土地は貸付期間を滿七ヶ年とし、滿期後滿三ヶ年間に素地代價徵收期間として、この期間中に地代を完納した者に對して同時に地券を下附して私有地となさしめた。^{註⑫}

かくの如く彼等は種々の保護を受けたけれども、其干渉は嚴重であつた。この規則による移住者は二十五年間は他の營業に轉ずる事は禁せられ、耕地は墾成課程を定めて、新詠歩數を毎日表記せしめ、

政府は毎週勤惰を監督して一日二十坪以上は必ず開墾すべしとし、之を怠る時は米鹽噌の給與を停止して嚴罰に處したのである。^{註②}

政府のこの移住奨勵によつて、鳥取・島根・山口・石川・山形・秋田・福岡の各縣士族二百七十七戸(一八八人)は明治十七、八兩年に札幌縣空知郡(今の岩見澤町)に移住し、山形縣士族五十戸(五六人)は十八、十九兩年に函館縣木古内村に、鳥取縣士族百五十戸(五二人)は十七、十八兩年に根室縣釧路郡(今の鳥取村)に移住して開墾に従事したのである。

又政府の士族授産政策に呼應して、舊藩主中には、自己の舊藩臣に授産せしむる目的で、北海道の國有未開地の拂下を受けて、そこへ舊藩臣を移住せしめて開墾に従事せしめたものがあつた。舊尾張藩士族による山越郡の徳川開墾地、舊長州藩士族による余市郡の開墾地、舊加賀藩士族による岩内郡の開墾地等がその主なるものであつて、何れも舊各藩主より、移住後三年間は、各人に對して米鹽菜料等を貸與し、小屋、農具等が給與されたのであつた。(但舊加賀藩士族は舊藩主より直接の支給でなく、舊藩主より拾貳萬圓をば士族授産として盈進社に與へ、盈進社はこの金で起業社を作り起業社が)そして毛利開墾地では移住士族に對し、移住後四年目より小作料を徴收し、徳川開墾地も、年々小作料を徴收し、明治四十三年に百ヶ年賦金一時返納によつて始めて、彼等は自己所有の土地を獲得し得たのであり、起業社に於ても、是等士族は滿三十ヶ年間小作農となつた後、始めて自作農として獨立し得るものと規定したのであつて、^{註③}政府によつて行はれた士族の開墾殖民と、其

内容を異にしてゐるが、之が詳論は次の機會に譲り、たゞ士族授産政策による開墾殖民の系列中にかゝるものの存在した事を記するに止める。

かくして我國社會の發展は、最早や封建的特權の存在を許さず、舊武士團は資本主義社會の階級構成に再編成されざるを得なくなつた。明治政府はこの社會狀勢に對應せんがために各種の士族授産政策を行つたのであつて、北海道への士族移民も亦この諸施設中の一であつた。即ち士族授産問題起るや、是等士族救済と關聯せしめて、彼等の勞働力をば北海道に移して、自己の傳統的政策たる殖産興業遂行の一助たらしめたのである。然して後に述べる如く、明治十九年後政府は殖民政策を變更して、直接保護法によつて内地貧民の北海道移殖を中止したがために、貧窮士族の移住保護も十九年を以て中止し、移住士族も僅に上記三村に止り、然も二十二年政府が凡ての士族授産的事業の廢止を行つたため北海道の三村に對しても二十三年、政府は貸與金參萬五千百七拾餘圓を全部棄損して、之が返済義務を免除し、二十年より十ヶ年賦返納の規定によつて貸與した士族授産費を五十ヶ年賦利引法によつて、一時返納とし、^{註②}全くこの種事業を打切り、屯田兵も亦二十四年後はその募集人員をば士族に限定せざる事とした。

註① 吉川秀造、明治政府の士族授産(明治維新經濟史研究)五九五頁。

註② 移住農民給與更正規則(布令類聚上編五一三頁)第四條。

- 註③ 宮城縣亙理郡史、三四頁。
- 註④ 竹内運平、北海道史要、四六二頁。
- 註⑤ 屯田兵例規、第一。
- 註⑥ 布令類聚下編、三〇七頁。
- 註⑦ 布令類聚下編、三〇六頁。
- 註⑧ 上原轍三郎、屯田兵制度、一〇二頁。
- 註⑨ 布令類聚下編、三一四頁。
- 註⑩ 吉川、前掲論文、六〇六頁。
- 註⑪ 岩倉公實記下卷、六五〇頁。
- 註⑫ 同書、六四四頁。
- 註⑬ 北海道開進會社第一報。
- 註⑭ 黒田家文書(但北海道史編纂掛編集)。
- 註⑮ 藤波言忠、士族授産卜北海道開墾ノ關係ヲ論ズ。
- 註⑯ 藤波言忠、同書。
- 註⑰ 吉川、前掲論文、六一三頁。
- 註⑱ 明治十六年農商務省達第九號。
- 註⑲ 函館縣、札幌縣、根室縣移住士族取扱規則、第五條、第十四條。
- 註⑳ 同規則、第三條、第八條。
- 註㉑ 函館縣、札幌縣同規則、第三條第四項。根室縣同規則、第十八條。
- 註㉒ 函館縣、札幌縣同規則、第三條第三、四、五項。根室縣同規則、第二十三條。

註② 團體移住沿革。徳川農場、一頁、二頁。筆者移住者よりの聞書。

註③ 明治廿三年北海道廳事業功程報告、二〇頁、二三頁。

五、舊武士階級の會社企業による開墾事業の發生

上述の如く我國社會の發展は、舊武士階級に封建的特權の所有を許さず、彼等は資本主義社會に於ける新なる地位を獲得せなければならなかつた。即ち封建的階級より生産階級に轉化して自己生活の經濟的基礎を確立せなければならなかつた。然してこの際從來の産業に加入する事は、これ迄百姓町人として蔑視して來た者の仲間に入る事となるので、彼等の苦痛とする處であつた。然し新なる歐米の生産技術を習得し、新生産様式による新産業の經營に對しては「相當の榮譽と責任^{註①}」とを感じたのであつて、彼等の中の才能ある者は進んでこれ等新産業の經營に當り、我國各種産業に於ける資本主義生産様式の發達に重大なる役割をなしたのである。この精神が北海道對の開墾事業にも現れ、舊武士階級による開墾會社の發達を齎したのである。従つて後に述べる如く舊武士階級によつて成立した開墾會社は、専ら歐米の生産技術を採用し、大農經營法による資本主義的農業經營法を採用したのであつた。

又この成立を助けたものは、士族の過去に於ける教養であつた。當時北海道開拓の必要は盛に唱へ

られてゐたが、北海道の事情は未だ充分に理解されずして、かゝる土地に資本を投下して開墾事業を經營する如き事は甚だ危険な事業と考へられ、且當時の商人は未だ退嬰的であり、只管傳統を重んじて従來の家業を墨守し、開墾事業の如き新規事業に手を染め得なかつた。然るに舊武士階級は從來より比較的に國家的觀念又は公益的觀念を養成してゐたが爲に、今國家的見地より北海道開墾事業の必要が痛感されるや、彼等は蹶然立つて開墾會社を設立したのであつて、彼等は「我國ノ近狀ヲ觀察スルニ財政ノ困難日一日ヨリ甚シク天下ノ大勢誠ニ憂フヘキ者アリ我國殖産ノ道未タ興ラズ……開拓事業ノ今日ニ一大急務タルヲ知ルニ足レリ……苟モ國家ニ志アル者ノ誠ニ遲タスヘキ秋ニアラス」とて開進社を興し、赤心社も亦「愛國ノ志士相謀リ僅少ノ義金ヲ投ジテ大事業ヲ起シ聊カ國家ニ報ントスルノ赤心ヲ表シ……萬一有事ノ日ニ際セバ屍ヲ北門樞要ノ衝路ニ曝シ聊カ以テ日本國民ノ赤心ヲ盡サシコトヲ目的トシ愈々愛國ノ精神ヲ凝ラシ百難屈セズ千難携マズ以テ國家ニ報ズル處アラン」として設立され、晩成社に於ても「愛國ノ士君ガ義心ニ感ジテ以テ此舉ヲ佐ケ」て成立し、この事業は「利ヲ以テ利」となす物でなく「義ヲ以テ利トス」^{註④}との指導精神によつて實行されたのであつて、士族によつて企てられた開墾會社の成立には愛國的精神、犠牲的精神が又重要な役割をなしてゐる事が認められる。かく彼等士族が國家に對する義務として、又國家の爲に利益を眼中に置かず、國家の犠牲として開墾を行ふとの意識が、自己は單なる百姓に非ずして、國家的事業の遂行者であるとの意識を

伴ひ、そこに自負と名譽とを感得し進んで開墾企業の經營に當つたのである。

上述の如き精神の下に成立したが爲に、是等諸會社は新なる生産様式を採用したのである。明治十二年和歌山縣士族岩橋轡輔、石川縣士族林顯三、長尾助同信等によつて作られた開進社は「我國農業ノ大ニ振興セサル所以ノモノハ……機械ノ功用牛馬ノ利便ヲ覺知セス徒ラニ人力ヲ勞費スル弊」^{註⑤}によるとして、「人力ニ換ユル牛ニ馬ヲ以テス」^{註⑥}との理想の下に、先づ渡嶋國下湯川村にて二十三萬坪の土地を貸與され、大農組織による農業經營を行つたのである。即ち耕牛二十九頭、耕馬十四頭、新懇Plough^{Harow}、ブラオ十五、ハロー四等を備へ、生徒、犁夫四十餘名を選んで機械組を組織して、牛馬機械の使用法を訓練し、開墾及び農業を經營したのである。^{註⑦}更に同國乙部村にて六十四萬餘坪、膽振國長萬部村にて千十六萬餘坪の貸與を得て第二、第三會所^{註⑧}を設け、後志國堀株内にて四百五十萬坪の貸付を受けて第四會所を設け、多くの人夫を府縣より募集し來り、洋式農具を使用し、馬耕によつて會社直接經營に當つたのであつて、其經營方法は全く農業勞働者を使用しての大農經營法であつた。

明治十三年兵庫縣士族鈴木清等によつて組織された赤心社は兵庫、廣島兩縣の士民五十餘名を募集して、耕夫として移住せしめ、十四年七月には耕牛五頭、開墾農具を購入し、且開拓使より農業教師の派遣を受け、又種々の障害を受け一旦離散した耕夫を集めて、九月より耕牛及新懇^{Breaking Plough}ブラオを以て開墾に着手し、十五年には五十町歩の作付をなすに至り、十五年四月には愛媛、兵庫、廣島の各縣よ

り耕夫八十餘名を移し、全耕夫をば二部に分ち、一を墾成組と稱して専ら新墾及雜業に従事せしめ、一を墾成地割渡人として耕作責任面積を割當て、専ら耕作に従事せしめる方法を採用した。^{註⑩}これによると移住耕夫中株主である者は十年後に於て株數によつて成墾地の分割を受けて自作農となり得るとはいへ、それ迄は會社に對しては賃銀労働者であり、殊に株主に非ざる移住耕夫は會社に對しては永久に純然たる農業労働者であつた。

この外明治十四年資本金一萬八百圓を以て創立された興産社は、石狩國篠路村にて開墾事業を經營したが、其方法は耕夫を年給二十五圓乃至三十五圓及び被服、食料を給與して、五ヶ年契約にて使用した^{註⑪}のであつて、この耕夫は全く賃銀労働者であつた。

かくの如く是等諸會社は何れも最初は、専ら賃銀労働者を使用して大規模農業經營を行ひ、農業の資本主義的經營を意圖したのであつたが、當時の我國農業の段階に對し、かゝる高度なる資本主義化は不可能であつて、この新なる生産様式をば充分に發展せしめる事を得ずして、開進社は十四年四月より、赤心社は十九年より小作制經營法にかはり、興産社も亦小作制に轉じたのである。^{註⑫}然し明治初期に於て士族の手によつて、かゝる生産様式の下に農業經營が計劃され、實行された事は、たとひ後に述べる如く、資本家によつて行はれた大農經營法と共に、當時の我國農業の現實段階に對する認識不足の憾があるとはいへ、舊武士階級が如何に進取的であり、且企業的精神に富んでゐたかを示すも

のであつて、彼等の新生産様式建設への努力、西洋生産技術の普及發達に對する貢獻、更に彼等が國家に對する義務と考へ、愛國の熱情にかられ當時未だ酷寒僻遠の地として恐れられてゐた北海道に渡つて開拓に従事した功績は認めなければならない。

註① 高橋前掲書、一〇三頁。

註② 北海道開進會社、第一報。

註③ 赤心社沿革。

註④ 鈴木銃太郎、晚成社ノ義舉ト忍耐トヲ論シ併テ事業ノ擴張ヲ望ム。

註⑤ 北海道開進會社、第一報。

註⑥ 同書。

註⑦ 同書。開拓使事業報告、第二編、一三三頁。

註⑧ 北海道開進會社、第一報。

註⑨ 林顯三、北海誌料、六四四頁。

註⑩ 赤心社沿革、開拓使事業報告第二編、一〇六頁。

註⑪ 北海道殖民狀況報文(日高國)、一八〇頁。

註⑬ 北海道開進會社、第一報。赤心社沿革。開拓使事業報告、第二編、一三四頁。殖民公報、第八號、四〇頁。

(以下次號)